

## 船舶職員及び小型船舶操縦者法

### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 操縦免許証の滅失の届け出
- ② 手続根拠 : 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第 88 条第 4 項
- ③ 手続対象者 : 操縦免許受有者及び同居の家族
- ④ 提出時期 : 返すべき操縦免許証が滅失しているとき
- ⑤ 提出方法 : 地方運輸局又は運輸支局に提出して下さい。
- ⑥ 手数料 :
- ⑦ 添付書類 : 事実を証明するに足りる書面
- ⑧ 申請様式 :
- ⑨ 記載要項・記載 : 提出先にお問い合わせください。

### 2. 窓口情報

- ① 提出先 : 北海道運輸局船員労働環境・海技資格課 011 - 290 - 2772  
東北運輸局船員労働環境・海技資格課 022 - 791 - 7524  
北陸信越運輸局船員労働環境・海技資格課 025 - 285 - 9159  
関東運輸局船員労働環境・海技資格課 045 - 211 - 7232  
中部運輸局船員労働環境・海技資格課 052 - 952 - 8027  
近畿運輸局船員労働環境・海技資格課 06 - 6949 - 6434  
神戸運輸監理部船員労働環境・海技資格課 078 - 321 - 7053  
中国運輸局船員労働環境・海技資格課 082 - 228 - 8707  
四国運輸局船員労働環境・海技資格課 087 - 802 - 6831  
九州運輸局海技資格課 092 - 472 - 3176  
沖縄総合事務局船舶船員課 098 - 866 - 1838

### 3. 手続情報

- ① 審査基準 : 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第 88 条第 4 項
- ② 標準処理時間 : 1 日
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による